

平成 26 年 8 月 15 日

川崎市長
福田 紀彦 様川崎市地域自立支援協議会
会 長 赤塚 光子第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン策定に関する重要課題について
〈意見具申〉

川崎市地域自立支援協議会では、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等が個別の関わりを通して、障害のある方とその家族の生活のしづらさについて課題を抽出し、協議を重ねています。今般、各区地域自立支援協議会で挙げられた課題及び市地域自立支援協議会の専門部会やワーキングでの活動で明らかになった重要な課題について解決や改善に向けた意見として、とりまとめを行いました。

ここに、川崎市地域自立支援協議会として取りまとめたこれらの意見を計画に反映していただきたく、具申いたします。

〈要旨〉

- 1、 どのような障害があっても、必要なケアが保障され、利用しやすい短期入所制度の整備、拡充が必要である。
- 2、 ずっと安心して暮らせるためのグループホームの整備が必要である。
- 3、 障害者が 16 時以降も利用できるサービスが必要である。
- 4、 多様なニーズに応えるためヘルパーの量、質の確保、利用要件の見直しが必要である。
- 5、 通学・通所に支援が必要な人には、送迎等のサービスが保障されるべきである。
- 6、 ライフステージに関わらず入浴機会の確保が必要である。
- 7、 医療的ケアの必要な方が地域で安心して生活できるための支援が必要である。
- 8、 障害者の声を反映させた災害対策が必要である。
- 9、 必要な時に必要な人に必要な情報が届けられるべきである。
- 10、 その他
 - 児童期関連課題の現状について
 - 防犯に関連した体制整備について

○テーマ

どのような障害があっても、必要なケアが保障され、利用しやすい短期入所制度の整備、拡充が必要である。

1、必要性の根拠となる課題

(1) 資源不足

- ・短期入所枠の絶対数が必要としている人数に比べて少ない。
土日の予約が殺到して利用できない。
- ・精神障害者の利用できる所が1ヶ所しかない。駅から遠い所ばかり。
- ・北部地域に資源が集中していて、南部地域には選べるほど施設がない。
- ・医療的ケアが必要な人が利用できる施設が足りない。どうしても預かってほしい時は病院を使っているが、調子を崩したり、流行性の疾病に罹患したこともある。

(2) 使いづらさ

緊急時利用

- ・予測不能な事態が起きた時、悲しいほど預かってくれる施設がなかったという意見があった。
- ・遠方の家族が倒れた等の場合に、障害児の受け入れをしてくれる施設がなく、親は途方に暮れるしかなかったという声もあった。

申込方法

- ・予約方法が施設によって違いがあって混乱する。
- ・予約の電話がなかなか通じない。大勢の人が一斉に電話するので集中してしまう。
やっと通じた時には、希望する日や週末は満杯になって利用できず困っている。
- ・子供を通所させる時間帯（午前8時30分～9時頃）に予約受付時間が重なってしまうので、電話で申し込むことさえ難しい。
- ・医療的ケアが必要な人の場合、利用申し込みをしても受け入れの返事は1ヶ月前にならないと連絡がこないところがあり、とても不便。また、施設ショートステイと病院ショートステイの申し込み方法が違い、戸惑いがある。

送迎

- ・家族が急な病気や怪我をした時に、緊急時に受け入れてくれる施設があっても、そこまでの送迎ができず、家族で何とか対応せざるを得なかった。
- ・ショートステイの送迎のため、家族や親が仕事を休まなくてはならない。送迎サービスを毎回使うと料金出費もかさむ。
- ・医療的ケアがある重度心身障害児者の場合、送迎は必須であり、車が運転できる保護者であれば良いが、そうでない人たちは本当に困っている。

その他

- ・医療的ケアの内容によって、利用を断られることがある。

- ・障害児が利用できるショートステイが少ない。枠があったとしても利用する手続きがわかりづらく、最初は手探りで情報を集めるしかなかった。

(3) 環境・サービスの質、情報提供

- ・施設によっては、建物の老朽化により居室などの清潔感やプライバシーが保たれていないところがある。
- ・利用料金は聞かないと明確に教えてもらえない。
- ・重度心身障害児者の場合だが、利用中ただ寝かされていた。施設の事情もあるのはわかるが、普段の生活をショートステイに求めてはいけけないのか？
- ・区役所窓口での説明では、ショートステイの利用方法が良くわからないという。
- ・入所時には本人の様子を細かく聞かれるが、退所時に利用中の様子は確認しないと伝えてくれない。
- ・施設の情報がわかりにくく、安心して預けられない。
- ・利用中は外出や買い物、ドライブなどの余暇が少ない。

2、改善・解決策、意見

(1) 資源不足

- ・地域の偏りなく、身近な地域でショートステイやレスパイト支援（医療的ケアを含む）が提供できる事業所を増やし、同時にケアにあたる人材（介護従事者・看護師）不足の解消が必要である。

(2) 使いづらさ

- ・安心して利用できる受け入れ体制や必要なケアが保障されるべきである。
特に、送迎や医療的ケア等が事業所単体で対応できない場合は、外部の資源が活用できる方策を検討する必要がある。
- ・申し込み方法について、実際の利用に至る一連の手続きの簡素化を図り、利用したい時に利用できるように、わかりやすく改善する必要がある。

(3) 環境・サービスの質、情報提供

- ・利用する人にとって快適な空間が提供できるように、設備改善が必要である。
- ・利用する人、家族にとって、安心して利用できる事業所の情報を提供する必要がある。
- ・ショートステイでの日中活動内容が充実している事業所を増やす必要がある。

※平成 24 年度川崎市地域自立支援協議会専門部会の「くらし（短期入所）部会」において実施したアンケート結果・インタビュー結果を報告書より抜粋した。また、それ以降の相談支援活動から明らかになった課題を整理し記載した。

「くらし（短期入所）部会」報告書は、川崎市地域自立支援協議会専門部会ホームページに掲載している。

○テーマ

ずっと安心して暮らせるためのグループホームの整備が必要である。

1、必要性の根拠となる課題

(1) グループホーム数の地域差の課題

- ・各区によって事業所数の差が大きい。実際、多摩区、麻生区、宮前区にグループホーム全体の6割程度が存在する。このように地域差があるため、グループホームの利用を希望する人は、自分の住み慣れた所で生活をする事ができない。
- ・自分の暮らしている地域で、グループホームの体験ができない。日中活動への参加、送迎の課題などにも差があるので、体験してからグループホームの利用ができる人とできない人との差が生まれている。
- ・物件にかかる費用や地域住民の障害理解など、各区によって課題が存在する。

(2) 障害の特性や本人の状況に合わせたグループホームの充実

- ・グループホームの入居を希望するすべての方々に対応するため、障害の特性や地域移行時の利用など本人の状況に対応できるグループホームの充実が必要となっている。
- ・障害種別によって、事業所数の偏りが大きい。

(3) 入居者の高齢化の課題

- ・入居者の平均年齢は40歳代であり、数年後には入居者の高齢化は確実に進む。重度化・高齢化に伴い、医療・介護・看取り・住環境整備等、取り組まなければならない課題がある。

(4) 世話人業務の多様化の課題

- ・世話人は障害の特性に関係なく、入居者が安心して生活を継続するために大きな役割を担っている。生活面・相談・医療・金銭管理等、世話人は一人で行う業務が多く、時として緊急時の判断も求められる。
- ・職場定着率が低く、未経験者を雇わざるを得ない状況がある。
- ・今後は入居者の重度化・高齢化に伴い、現状の業務量に加え、しっかりと支える力量が必要になるが、グループホームを運営する1事業所がこうした状況に対応できるのかは課題であるといえる。

2、改善・解決策、意見

(1) グループホーム数の地域差の課題

- ・地価等によらず、グループホームの設置及び運営が可能となる方策を検討する必要がある。

(2) 障害の特性や本人の状況に合わせたグループホームの充実

- ・入居者一人ひとりの特性に合わせた支援が提供できる体制づくりが必要である。

(3) 入居者の高齢化の課題

- ・第 3 次ノーマライゼーションプランにおいて、グループホーム入居者の高齢化が挙げられており、具現化に向けて動いていかなければならない。
- ・重度化・高齢化に対応できる人材の確保が必要である。
- ・高齢になっても暮らし続けられる住宅環境の整備が必要である。

(4) 世話人業務の多様化の課題

- ・世話人が安心して働き続けるためのバックアップ体制の整備が必要である。

(5) 全体

- ・グループホームの設置や運営を継続していくためには、地域住民の理解が必要である。そのために、川崎市として地域への障害者の理解への啓発・啓蒙活動をしていかなければならない。
- ・地域でグループホームを支える仕組み作りを検討する必要がある。
- ・障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための方策が必要である。

※参考資料 1 多摩区・麻生区地域自立支援協議会「平成 24 年度グループホーム・ケアホーム実態調査」を添付した。

○テーマ

障害者が16時以降も利用できるサービスが必要である

1、必要性の根拠となる課題

- ・18歳までは、放課後等デイサービスを利用し、18時まで屋内で安心して過ごし、送迎車で帰宅することができる。しかし、学校を卒業した途端、通所施設は16時前後で終わってしまい、就労で家族が帰宅するまでの間、利用できる福祉サービスが非常に少ない。
- ・通所施設からの帰宅後、家族が帰宅するまで移動支援を利用して凌いでいる人もいる。また、悪天候でも外で散歩をしたり、無料で座ることのできる公共施設で休憩するなど、決して落ち着いて過ごせる状況ではない。
- ・自宅での見守りサービスであるあんしんサポートも、ヘルパー不足等（あんしんサポートのサービス単価安価で、ヘルパーが十分に確保できていない等）で利用できないことが多い。
- ・ヘルパー事業所で募集するパート職員は、単価も安価なため主婦層が多い。主婦は日中仕事に従事できるが、夕方には帰宅し家庭に入る。これは日中施設に通所している利用者のニーズと相反している。
- ・通所後に一時預かりサービスを提供する事業所は、同一日の複数サービス利用と判断され、減算対象となるため事業所が増えない。
- ・16時以降の延長サービスを提供している日中活動施設もあるものの、職員の残業手当や送迎車のガソリン代、運転手の確保、施設の延長光熱水費、管理責任者の設置等、課題があり、料金設定や利用回数の制限をして実施しており、運営が厳しい。
- ・通所施設の延長サービスの利用も制限があるため、通所施設を休んでショートステイを利用する場合もあり、本人、家族に負担がかかっている。

2、改善・解決策・意見

- ・利用者が16時以降も安心して過ごせるための場所やサービスの充実が必要である。
- ・16時以降も安心して過ごせるために、特に通い慣れた通所施設が16時以降もサービスを提供する体制を整備することが望まれている。

※ 参考資料2 「〇〇区日中活動施設の延長サービスの実態について」を添付した。

○テーマ

多様なニーズに応えるため訪問介護員（ヘルパー）の量、質の確保、利用要件の見直しが必要である。

1、必要性の根拠となる課題

障害のある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくために、居住場所を起点に活動するヘルパーの存在は不可欠である。多様なニーズに応えながら、安定的な供給を行う為には、ヘルパーの量、質の確保、或いはサービス支給決定の利用要件の見直しが必須である。

(1) 量の課題

人材の不足

- ・ ニーズに対してのヘルパーの絶対数が少ない。その為、土日、休日、朝晩に利用する事が極めて難しい。併せて緊急対応が困難である。
- ・ 障害の特性への配慮から、対応できるヘルパーが固定化している事が多いため、代替対応となったときに配慮がある支援がなされにくい。
- ・ 若い人材の確保が難しく、定着していかない。
- ・ 男性ヘルパーが少なく、同性介護の限界がある。

事業所の不足

- ・ 川崎市の介護保険指定の訪問介護事業所 266 ヶ所のうち、障害の指定も受けている事業所は 175 ヶ所と少ない。単独で指定を受けている事業所も数か所程度である。
- ・ 介護保険サービスへの対応がメインであり、障害福祉サービスまで事業を拡大できていない。
- ・ 重度訪問介護、家事援助、移動支援などの単価が安く、対応する事業所が少ない。
- ・ 各サービスの指定を取る手続きが煩雑である。
- ・ サービスごとの研修が必須であるため、事業所がサービス種別を増やしていく現状がある。

(2) 質の課題

介護技術の不足

- ・ 障害の特性について体系的に学び、理解や知識を深めるには、事業所内で実施する学習会だけでは、不十分である。
- ・ 障害のある方への介護経験が少ないため、実践で技術が蓄積し難い。

利用要件の課題

- ・ 日常生活に必要であっても、利用要件や支給基準から外れてしまう場合は利用できない。その際、自費利用や、ヘルパーが無償でサービス提供をしている現状がある。

2、改善・解決策、意見

(1) 量の課題

- ・ 現行の介護職員初任者研修修了者受講費用助成の対象は介護保険事業所・施設に就労したものとなっているが、人材を確保するためには助成対象となるサービス事業を障害福祉サービスにも拡大する必要がある。

(2) 質の課題

- ・ 障害者介護の経験のないヘルパーを対象に、障害の特性に重点を置いた研修を行う必要がある。
- ・ 人材育成の研修機会をより多く設け、障害福祉サービスの担い手を増やす必要がある。

(3) 利用要件の課題

- ・ 川崎市は、区のサービスの基準超過やサービスの支援基準に則らない場合においては本庁協議を行ない、支給可否の判断がなされている。生活実態に即した必要なサービスを提供するために利用要件の見直しも視野に、地域生活を支える福祉サービスの在り方を検討する必要がある。

○テーマ

通学・通所に支援が必要な人には、送迎等のサービスが保障されるべきである。

テーマの 1 通学等の送迎・移送サービスの充実が必要である。

1、必要性の根拠となる課題

(1) 資源不足

- ・通所通学支援や福祉有償運送など、送迎サービスを行っている事業所が少なく、利用を希望しても断られてしまう。
- ・上記の送迎サービスの提供について、必要な人の近隣在住者が支援者として派遣されることが多い。支援者が近隣に在住していないと、サービス提供が受けられない。
- ・人材養成の研修講座は実施されているが、充足までには追い付かない。

(2) 使いづらさ

- ・通所通学支援事業は、就学前児童は原則利用対象外である。また、対象者であっても家族の理由（就労、病気）等が利用の要件となっており、使いにくい。また、家族の就労が理由での利用は自己負担金額が高額である。
- ・福祉有償運送について、自己負担金額が高額の為、特に低所得者には利用しにくい。
- ・車の乗り合い利用について、利用調整や手続きが煩雑で、対応可能な事業所が少ない。
- ・行動障害や医療的ケアなどのある人の利用について、対応可能な事業所が極めて少ない。家族が同乗することを利用条件にする事業所もあり、家族負担が大きい。
- ・必要な人に情報が行き届いておらず、必要な人がサービスの存在を知らないでいる。
- ・県立特別支援学校高等部の生徒はスクールバス利用ができず、家族の負担が大きい。
- ・わくわくプラザは特別支援学校の生徒も利用できることになっているが、学校のスクールバスの運行都合で利用できない生徒がいる。

2、改善・解決策、意見

(1) 資源不足

- ・移送に関する事業について、職業として成り立つよう内容と責任に見合った報酬単価を設定し、支援者が定着し、持続、安定した良質なサービス提供としていく必要がある。
- ・人材育成の研修機会をより多く設け、サービスの担い手を増やすため、事業所の努力に頼るだけでなく、行政とも協力が必要である。

(2) 使いづらさ

- ・通所通学支援事業の利用要件を緩和し、より柔軟な制度運用を行うことで、必要な人が利用できるサービスとする必要がある。
- ・正しい情報や知識を必要な人に届け、適切に利用を調整する相談支援事業所等の充実

が必要である。

- ・スクールバス利用について、必要な方が利用できるよう考えるべきである。

テーマの 2 通所施設等への送迎の利便性向上が必要である。

1、必要性の根拠となる課題

(1) 資源不足

- ・生活介護事業所でも送迎を実施していないところがあり、自力通所できない人の施設利用の選択肢が限られている。
- ・送迎を行っている施設では、送迎車の定員が一杯で利用ができないことがある。

(2) 使いづらさ

- ・通所施設で送迎サービスの提供方法に違いがある。
(ドア・トゥ・ドア方式 ポイント送迎方式)
- ・ポイント送迎の場合、ポイントまでの介護や時間の制約(送迎時間に合わせる)など、家族の負担が大きい。
- ・送迎を行う施設のなかには、施設の終了時間を早めるなどの対応を取らざるを得ないところもあり、日中活動できる時間が短くなり利用者の不利益となっている。
- ・通所施設等から病院や次のサービスを利用するのに、施設側は自宅に送らないと送迎加算がつかないため、利用者にとっては適切な移動手段にはなっていない場合もある。

2、改善・解決策、意見

(1) 資源不足

- ・送迎サービスの実施状況、施設利用者(希望者)、施設双方が感じている課題などの実態を把握する必要がある。
- ・今後の資源拡充は、コミュニティバス、タクシーなどの公共交通機関を活用するなど、地域交通も含めた方策を検討するべきである。

(2) 使いづらさ

- ・送迎サービス利用者のなかでも、練習等を行えば自力通所出来る人がいる場合には、その方が自力で通所できるための支援を行う(練習のための一時的なヘルパー利用等)仕組みをつくることで、必要な人が送迎を利用できる体制を整えるべきである。
- ・通所施設等の送迎加算の基準を見直し、施設の送迎も柔軟に対応できるようにしていくべきである。

○テーマ

ライフステージに関わらず入浴機会の確保が必要である。

1、必要性の根拠となる課題

(1) 障害児の入浴課題

- ・サービス利用する上で原則として体重制限（座位保持、立位保持のいずれかが出来な
いかつ体重 20 kg 以上）がある。しかし、介護者の負担は、住宅環境や身体状況にも左
右されており、制限体重を定めることによる利用制限は適切ではない。
- ・保護者がサービスを知らないことや障害児が利用できる訪問介護事業所が少ない。

(2) 障害者の入浴課題

- ・入浴サービスを行なう通所施設でリフトを設置している施設は 5 施設、ストレッチャ
ー（機械浴）を設置している施設は 4 施設である。また、入浴設備がある施設であつ
ても設備の老朽化や人員配置が難しいために入浴回数が週 1～2 回以上から増やせない
状況もみられる。
- ・障害者が通所施設で入浴している場合は、自宅で重度訪問入浴のサービスを制度上利
用できない。
- ・幼少期、学齢期までは、ほぼ毎日入浴しているのに対して、成人期には、本人の成長
と両親の加齢により通所先やヘルパーに入浴介助を依頼することが多く週 2～3 回の入
浴がほとんどとなり入浴機会が減少している。
- ・17 時以降に入浴介助を行なえる訪問介護事業所が少ない。

(3) 障害児・者共通課題

- ・自宅浴室の改修が、賃貸物件の場合は大家から改修の承諾が得られにくかったり転居
時に改修前に原状復帰する必要があり、改修しにくい。また、浴槽が狭いため改修が
行えないことがある。さらに、障害児の場合は、改修の自己負担額が親の所得額によ
って決まるため自宅改修を行わない場合がある。
- ・自宅や通所施設以外に、地域に入浴できる場所がない。

2、改善・解決策、意見

(1) 障害児の入浴

- ・身体介護（入浴介助）の利用要件見直しが必要である。
- ・特に学齢期に対するサービスを知らないため、情報提供の充実が必要である。

(2) 障害者の入浴

- ・既存の障害者通所施設等に、国や県の助成制度（介護労働者設備等導入奨励金）を利用し
ての入浴設備設置の利用や市の助成、入浴加算（1 回 400 円）の増額が必要である。
- ・新しく設立する通所施設に、入浴設備を設置し通所施設利用者と地域の障害児・者も

入浴出来るような入浴設備が必要である。

(3) 障害児・者共通

- ・他都市（東京都目黒区・港区、横浜市南区については訪問し、話をお聞きした。）では、地域の障害者が入浴のみ利用できる施設（送迎あり）を設置しているなど、独自のサービスを展開しているところもあり、川崎市にも設置できないだろうか。
- ・介護保険施設を含めた入浴設備のある施設で、入浴設備を利用していない時間に利用出来るようにするのはどうだろうか。

○テーマ

医療的ケアの必要な方が地域で安心して生活できるための支援が必要である。

テーマの 1 障害児・者への医療環境・医療提供体制の充実を図る必要がある。

1、必要性の根拠となる課題

(1) 医療機関の課題

- ・身近なところで安心してみてもらえる医療機関がない（治療を断られる）。
- ・「待ち時間が長い」「医療機関の選択肢が少ない」「医療機関が遠い」「急に具合が悪くなった時に対応できる医療機関がない」という課題がある。
- ・精神障害者や知的障害者が身体の怪我や病気で救急医療機関を受診したい時に、受け入れ可能な医療機関が限られている。
- ・バリアフリー化されていない医療機関があるため、地域の診療所等は利用しにくい。また、障害者であることを理由に敬遠されることもある。
- ・医療的ケアの必要な方の中には医療機関に行くのが難しい方もいる。

(2) 医療相談窓口と福祉の相談窓口の課題

- ・医療相談室が福祉サービスの仕組みを熟知していない。
- ・相談支援センターの相談支援専門員と医療機関との連携が不十分であり、障害者やその家族の相談に適切に対応できていない。

2、改善・解決策、意見

(1) 医療機関の課題

- ・行政中心で地域の医療機関に障害者理解を進める必要がある。
- ・障害児・者の医療の必要性についての理解を深めるため、医療関係機関等と協力して市民や医療従事者向けに啓発活動を行う必要がある。
- ・在宅で暮らす医療的ケアのある人の支援については、行政による研修会や啓発を行う必要がある。
- ・障害の状態によらず、往診可能な医療機関を増やし、緊急時に医師や看護師が対応できる体制づくりが必要である。

(2) 医療相談窓口と福祉の相談窓口の課題

- ・相談支援専門員の医療的な資質をあげるために、自立支援協議会が医療関係者との橋渡しになるよう話し合いや研修の場を作る必要がある。

(3) その他の課題

- ・難病の方へのヘルパー派遣については、特別な対応が必要である。行政が主体となって、無料で受講できる研修会の開催が必要である。
- ・医療的ケアの必要な方への相談支援が充分になされるように、人材育成が必要である。

テーマの 2 医療的ケアが必要な人の地域生活を支援するための方策が必要である。

1、必要性の根拠となる課題

- ・「介護福祉士・社会福祉士法」の改正や、難病の方が障害福祉サービスの対象になったこと等 が周知されておらず、そのために必要な研修が十分に実施されていない。
- ・医療的ケア（吸引や経管栄養）が医療職以外でも行えるようになったが、手続き等が複雑すぎて、現場が追いついていない現状がある。
- ・医療的ケアの提供場所や医療的ケアの提供者が増えているが、医療と福祉の連携が上手くできていない。

2、改善・解決策、意見

- ・在宅で生活する方（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・生活介護施設・短期入所施設含め）で、医療的ケアのある人・難病の方の生活状況の実態調査を行う必要がある。
- ・川崎市は、全国に先駆けて医療的ケアの研修を行っている。在宅で暮らす医療的ケアが必要な人の支援については、積極的に行政による研修会や啓発を行うべきである。
- ・医療的ケアの必要な方が在宅で安心して生活できるように、地域基盤を整えていく必要がある。

○テーマ

障害者の声を反映させた災害対策が必要である。

テーマの 1 災害時に備え、より具体的な準備と横断的な取り組み、及び啓発が必要である。

1、必要性の根拠となる課題

- ・市内では様々な部署から災害時用のカードが発行されているため、わかりづらい。
- ・地域の防災訓練への参加がしづらい。参加を断られたこともある。
- ・要援護者登録制度が必要な方にどこまで周知がされているのか実態が不明である。
- ・要援護者登録制度に登録した後、登録者への確認がされているのか不明である。
- ・要援護者登録後、町内会でどのように名簿が管理されているかわからない。
- ・実際に助けに来てもらえるのか心配である。
- ・車いすの利用方法を知らない方が多いため、災害が起こった時に介助を受けられるのかが不安である。
- ・二次避難所マニュアルに関して当事者視点が少なく、実際の運営が心配である。
- ・各施設や機関で防災マニュアル等を作成しているが、地域として横断的な取り組みになっていない。

2、改善・解決策、意見

- ・当事者が主体で作成した市共通の災害時用のカードを普及、利用すべきである。
- ・障害者を交えた防災訓練を実施し、地域の方に避難誘導方法を経験してもらい、理解を深めてもらう必要がある。
- ・小中学校の福祉教育の時間に当事者を講師として招き、理解を深めるのもよいだろう。
- ・地域で東日本大震災のDVDを視聴する機会を設け、障害者を取りまく課題を認識してもらい取り組みもよい。
- ・要援護者登録制度の周知の方法として、市民が区役所での手続きを行う際に合わせて書類を渡すなど登録者を増やす促しが必要である。
- ・要援護者登録後の更新制度を導入する必要がある。
- ・各区の「福祉避難所ネットワーク会議」に当事者が参加できるようにする。
- ・各区の防災計画作成時に当事者や支援者が参加し、障害に配慮した計画にして欲しい。

※川崎市地域自立支援協議会において、平成 23 年度は「震災シンポジウム」、平成 24 年度は「防災シンポジウム」を開催し、現状での取組の確認や啓発を行い、各区地域自立支援協議会の活動から様々な視点で抽出された課題を記載した。

テーマの 2 災害時に当事者が不安に感じていることを払拭する必要がある。

1、必要性の根拠となる課題

(1) 震災時（時系列）の課題

初日から 3 日目

- ・避難所での生活全体が心配である。
- ・一次避難所に行けない方の対応方法が議論されているのかわからない。
- ・福祉施設が近所にあっても一次避難所に行かなければいけない矛盾がある。
- ・通所施設で薬を預かる場合もあるが、3 日程度なのでその後の処方ของことが心配である。

4 日目以降

- ・二次避難所の開設時期や移動の判断、移動方法やその後の生活全般が不安である。
- ・処方薬が不足する事態が予想される。必要な医療を利用できるのか心配である。
- ・自宅での避難生活を選択した方への物資の供給方法をどうするのか心配である。
- ・自宅での避難生活を選択した世帯の実態把握がされるのか不明である。

(2) 自然災害時（大雪、洪水など）の課題

- ・交通機関のストップ等により人員派遣や物資の供給が滞るため、生活に不安がある。

2、改善・解決策、意見

- ・要援護者登録をされた当事者の避難誘導體制を確立するべきである。
- ・地域包括支援センターが単位としている中学校区を基本に実働体制を考えるべきである。
- ・災害時に障害者を援護するボランティアを育成し、マンパワーの確保につなげる。
- ・避難所運営に関して、障害者通所施設と連携をとり、障害のある方の配慮が行き届くように、体制整備や事前の研修等を行なうべきである。
- ・被災地の体験などを教訓に二次避難所のありかたを整理するとともに、備蓄を充実させていく必要がある。
- ・お薬手帳や災害時用カードを常時携帯するよう当事者に啓発する必要がある。

※テーマ 1 同様、川崎市地域自立支援協議会で行った現状の確認や啓発、各区地域自立支援協議会での様々な視点や課題から、それらを災害の場面や想定される事柄を時系列にし、まとめた。

○テーマ

必要な時に、必要な人に必要な情報が届けられるよう工夫するべきである。

1、必要性の根拠となる課題

- ・ 区役所におかれているパンフレットがたくさんあるが、自分にとってどれが必要なのか分かりにくい。また、区役所のどこに自分にとって必要な情報が置かれているのかわからない。
- ・ 障害者が福祉サービスを利用するにあたって、自分で選択し意思決定していくのに必要な情報が不足している。
- ・ 比較できるよう複数の情報がないと、自分で選択や意思決定ができない。
- ・ 福祉サービスを利用していない人には、必要な情報が届いていない。
- ・ 困ったことがあって相談したい時に、だれに相談したら良いのかわからない。

2、改善・解決策・意見

- ・ 障害の特性に合わせた情報提供の工夫が必要である。
- ・ 知的障害者向けにルビをふるだけではなく、わかりやすい文章や絵を使うなどの工夫が必要である。
- ・ 年齢層、障害種別に応じた情報提供の工夫が必要である。
- ・ 川崎市で出している障害福祉の案内「ふれあい」を障害のある方ご自身やご家族が見てもわかりやすいように工夫が必要である。
- ・ その他の広報物においても、障害の特性や年齢に応じた情報提供の工夫が必要である。
- ・ 区役所で総合相談窓口を設置し、区役所のどの窓口で相談ができるか案内が必要である。

【その他】

○テーマ 児童期関連課題

1、必要性の根拠となる課題

情報提供や相談（支援）機関の周知の課題

- ・ 障害児の保護者から相談がどこに行っても進まないで途切れてしまうという訴えがある。
- ・ どこに相談すればいいかわからない。
- ・ 児童の相談が計画相談に偏りがちである。
- ・ 最初に相談した機関の対応で、相談内容の解決の見通しが持てないと障害児の保護者は、孤独な気持ちに陥ってしまう。

2、改善・解決策、意見

- ・ 様々なライフステージに変化を迎える子ども達に途切れのない支援が利用できる取り組みが必要である。
- ・ こどもの障害がわかっている人もそうでない人にも見てもらえることを前提に、川崎市地域自立支援協議会でリーフレットの作成準備をしているため、周知を徹底してほしい。
- ・ 子どもの相談支援は計画相談では解決できないことが多いため、生活全体をコーディネートしていく家族支援や生活相談に対応できる相談員の人材育成が必要である。

○テーマ 防犯

1、必要性の根拠となる課題

- ・ 平成 25 年度中に横浜地検川崎支部から収容されていた被疑者が、逃走する事件があった。周辺の福祉サービス事業所には、警察や行政からの注意喚起を目的とした緊急連絡がなかった。そのため、単独で通所している利用者は、何の対策や配慮もなされな
いまま、利用している福祉サービス事業所から送り出されてしまった。
福祉サービス事業所も、情報が入ってこなかったため、利用者が偶然に事件に巻き込まれることを防ぐ対策を講ずることが出来なかった。

2、改善・解決策、意見

- ・ 危険性の高い犯罪が発生した時に、すでに構築されている学校などへ情報伝達ネットワークを福祉サービス事業所にも拡大し、併せて発生地周辺のみならず、危害が及ぶ可能性のある地域に情報を発信していく必要がある。
- ・ 川崎市で配信しているメールニュースに不審者情報なども追加できるといい。

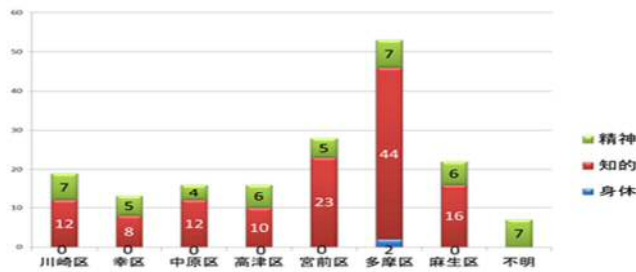
〇〇区 日中活動施設の延長サービスの実態について

	I 事業所	II 事業所	III 事業所
8:30	早朝利用対応 料金：無料	対応無	対応無
9:30			
15:00	通常対応時間帯 9:30～15:30	通常対応時間帯 9:30～15:30	通常対応時間帯 9:30～16:00
15:30			
16:00	夕方利用対応 料金：無料	夕方利用対応 料金：無料	
16:30			夕方利用対応 料金：無料
17:00			夕方利用対応 料金：無料
17:30	夜間帯利用対応 有料	夜間帯利用対応 有料	対応無
18:00			
19:00			
20:00			
申請方法	前日までに申し込みOK 緊急時は当日申し込みOK	緊急に限る	1週間前に申請 緊急時は当日もOK
登録者	8名	3名	登録制ではないが、年間4名程度 の利用歴あり
送迎	17時までなら送迎車対応可 17時以降は、タクシーで送り ※付き添い職員は現地解散 (タクシー代有料)	20時まで送迎車が施設に戻 ることが条件で、送迎加算を請 求している。	無 17時には家族に迎えに来てい ただく。

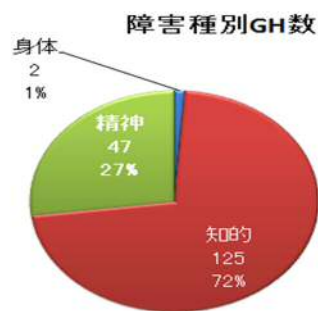
毎日就労する家族にとっては、使い勝手の悪い条件であり、結局外部の支援（移動支援等）に頼らざるを得ない。移動支援ヘルパーを利用している酷な現状や、ヘルパー不足の実態は、本文のとおり。

1、川崎市内 7 区のグループホーム設置状況

(1) 地域差について



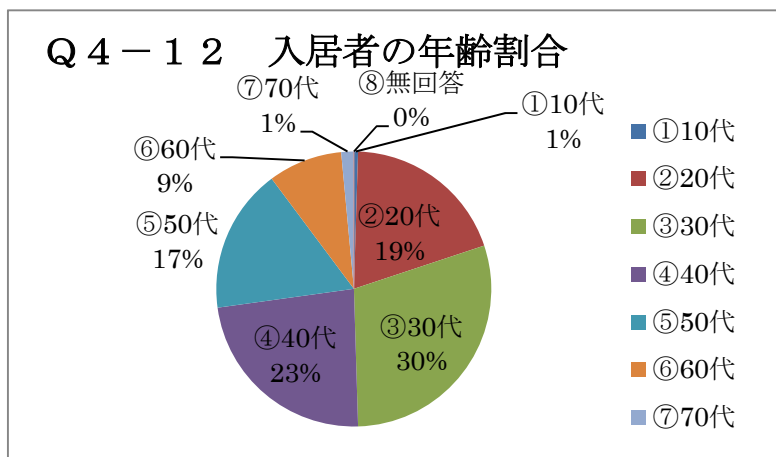
(2) 障害特性について



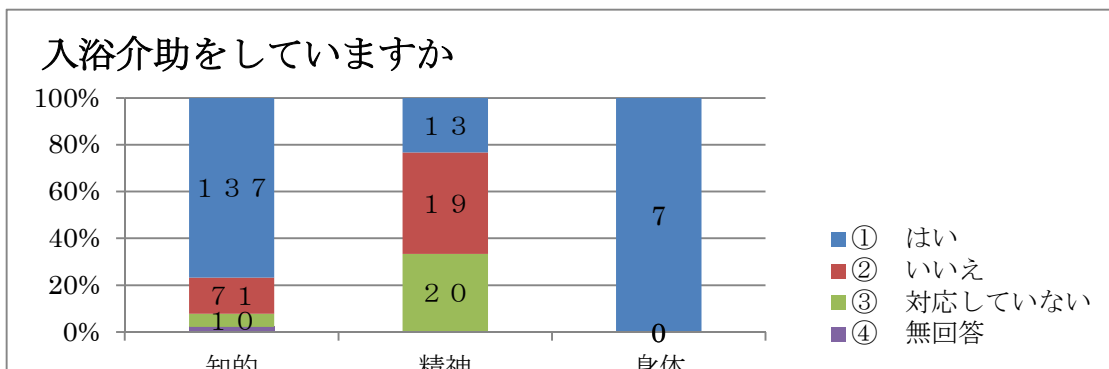
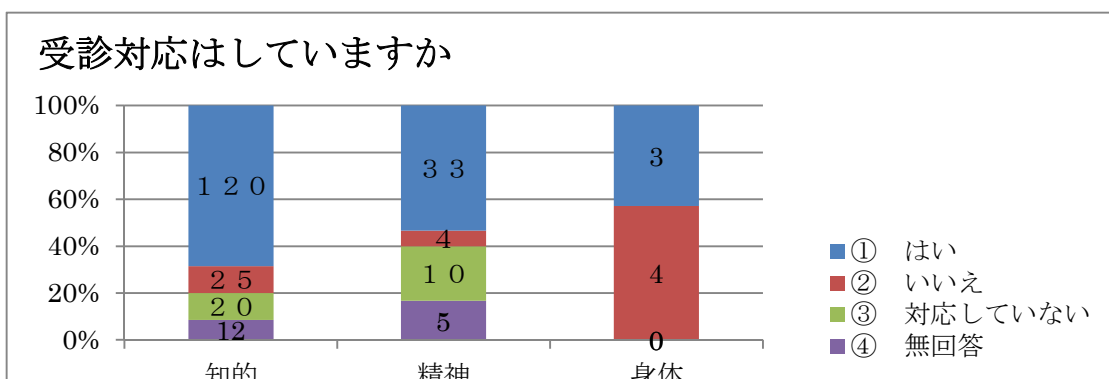
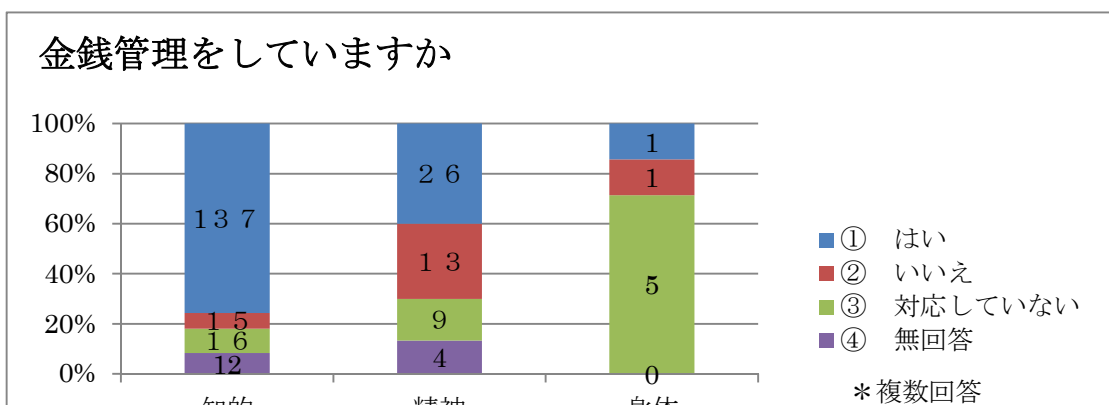
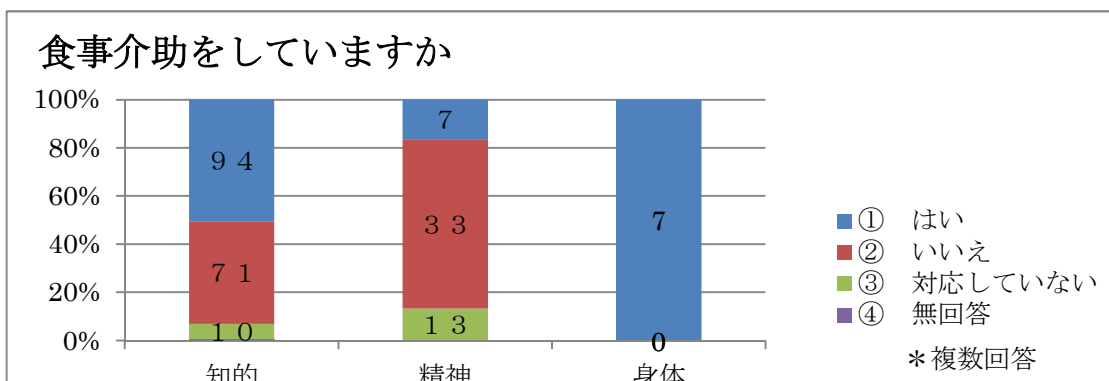
※中原区地域自立支援協議会「グループホーム・ケアホーム立ち上げに関するアンケート報告」より

2、多摩区・麻生区の実態調査

(1) 入居者の高齢化について



(2) 世話人業務の多様化について



※ 多摩区・麻生区地域自立支援協議会「平成24年度グループホーム・ケアホーム実態調査」
「川崎市内一部グループホーム実態調査」より

自立支援協議会意見具申の反映箇所について

1. 【要旨1】どのような障害があっても、必要なケアが保障され、利用しやすい短期入所制度の整備、拡充が必要である

意見	反映箇所	反映内容
<p>1 北部地域に資源が集中していて、南部地域に選べるほど施設がない</p>	<p>第4部3(4)「その他のサービス」(P164)</p>	<p>○短期入所については、平成27年度に川崎区、平成28年度に宮前区に拠点型通所事業所に8人分の短期入所を確保します。</p>
<p>2 医療的ケアが必要な人が利用できる施設が足りない</p>	<p>第3部施策4②■施設入所支援の提供(P89)</p>	<p>■施設入所支援の提供 障害者支援施設(入所施設)において、入浴、排泄、食事等の介護を提供して、主として夜間の障害者の生活を支援します。また、入所施設からの地域移行支援を推進します。</p> <p>【計画】 南部地域における入所施設の効果的な活用方法の検討及び整備着手</p> <p>《地域生活支援の拠点としての入所施設の整備》 ‘親なき後’を見据えて、これまで自宅で生活をしてきた障害のある方がグループホームなどを生活の場として移行していくことが予想されます。 一方、障害の状況等により、在宅生活の継続が困難な方や、グループホーム等への移行に向けた訓練が必要な方も多くおり、中には一定の医療的なケアが必要な方も少なくないなど、このことへの対応が大きな課題となっています。また、地域生活を支える重要なサービスとして短期入所の拡充も求められています。これらの課題を踏まえて、地域生活を支援する拠点としての機能を持つ通過型の入所施設の整備に着手します。</p>
<p>3 人材(介護従事者・看護師)不足の解消が必要である</p>	<p>第3部施策7③■専門職の確保・育成(P109)</p>	<p>■専門職の確保・育成 保健・医療・福祉分野に従事する専門職の確保と育成を図るため、これらの専門職の資質と働きがいの向上に向けた取組を進めます。</p>

2. 【要旨2】ずっと安心して暮らせるためのグループホームの整備が必要である

意見	反映箇所	反映内容
1 入居者一人ひとりの特性に合わせた支援が提供できる体制が必要である	第3部施策4①■グループホームのサービスの質の向上 (P 8 8)	■グループホームのサービスの質の向上 様々な障害特性を持った方が生活するグループホームに必要な支援体制を整えるための本市独自の報酬加算に加えて、障害福祉施設事業協会や地域リハビリテーションセンターの専門機能との連携を図りながら研修等の取組を進め、質の維持・向上に努めます。
2 重度化・高齢化に対応できる人材の確保が必要である		
3 地域への障害者の理解への啓発・啓蒙活動をしていかなければならない	第3部施策9①■心のバリアフリーの意識の普及啓発（ヒトづくり） (P 1 1 7)	■心のバリアフリーの意識の普及啓発（ヒトづくり） 市職員、子ども、市民、企業等に対し、心のバリアフリーに向けた意識の普及啓発を行います。 【計画】 広く市民等に向けた啓発の検討と取組の推進

3. 【要旨4】多様なニーズに応えるため訪問介護員（ヘルパー）の量、質の確保、利用要件の見直しが必要である

意見	反映箇所	反映内容
1 ニーズに対してのヘルパーの絶対数が少ない	第3部施策7③■専門職の確保・育成 (P 1 0 9)	■専門職の確保・育成 保健・医療・福祉分野に従事する専門職の確保と育成を図るため、これらの専門職の資質と働きがいの向上に向けた取組を進めます。
2 障害の特性に重点を置いた研修を行う必要がある	第3部施策7①■障害者支援従事者の育成 (P 1 0 8)	■障害者支援従事者の育成 障害者へのサービス提供の場では、意思表示が困難な障害者も多く、また障害の諸症状・特徴もしくは体調などに応じて、専門的な知識や技術に裏付けられた対応が必要とされます。このため、様々な障害者団体や事業者等と連携しながら、支援のスキルアップに向けた実習や講習を実施します。 【計画】 強度行動障害など障害の状況に応じた研修の実施に向けた検討と充実

4. 【要旨5】通学・通所に支援が必要な人には、送迎等のサービスが保障されるべきである

意見	反映箇所	反映内容
1 内容と責任に見合った報酬単価を設定し、支援者が定着し、持続、安定した良質なサービス提供としていく必要がある	第3部施策3②■通所事業所での送迎や食事・入浴サービスの充実 (P82)	■通所事業所での送迎や食事・入浴サービスの充実 介護・訓練サービスにおいて、通所するための送迎や入浴サービスの提供などの支援を確保するため、サービスを提供する事業所に対する様々な加算制度を運用することにより、サービスの充実に努めます。
2 人材育成の研修機会をより多く設け、サービスの担い手を増やす必要がある	第3部施策7①■障害者支援従事者の育成 (P108)	■障害者支援従事者の育成 障害者へのサービス提供の場では、意思表示が困難な障害者も多く、また障害の諸症状・特徴もしくは体調などに応じて、専門的な知識や技術に裏付けられた対応が必要とされます。このため、様々な障害者団体や事業者等と連携しながら、支援のスキルアップに向けた実習や講習を実施します。 【計画】 強度行動障害など障害の状況に応じた研修の実施に向けた検討と充実
3 適切に利用を調整する相談支援事業所等の充実が必要である	第3部施策7①■障害者ケアマネジメントの充実 (P108)	■障害者ケアマネジメントの充実 障害のある方の自立に向けて適切な支援を提供するため、引き続き障害者ケアマネジメントの充実に資する取組を進めます。 【計画】 ・相談支援従事者養成研修の充実 ・相談支援の質の評価の仕組みを構築 ・基幹相談支援センター等による地域の相談支援従事者へのサポートの実施

5. 【要旨7】医療的ケアの必要な方が地域で安心して生活できるための支援が必要である

意見	反映箇所	反映内容
1 相談支援専門員と医療機関との連携が不十分	第3部施策6①■川崎市在宅療養推進協議会の開催 (P102)	■川崎市在宅療養推進協議会の開催 開業医、歯科医師、薬剤師、病院、訪問看護師、介護支援専門員、地域包括支援センターなどの医療・介護関連団体の代表者が定期的に集まり、多職種連携の強化、高齢者をはじめとした在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議を進めます。
2 医療関係機関等と協力して市民や医療従事者向けに啓発活動を行う必要がある	第3部施策6①■在宅医療の啓発 (P102)	■在宅医療の啓発 在宅医療について、幅広く市民に知っていただくため、リーフレット「在宅医療Q&A」による周知などを進めます。
3 医療的ケアのある人の支援については、行政による研修会や啓発を行う必要がある	第3部施策6⑤■重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成 (P105)	■重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成 重症心身障害児・者等の在宅生活や日中活動の場における医療ケアを担う市内施設・訪問看護ステーション等の看護師等医療ケア従事者について、スキルアップの機会を充実させ、ケアの質と量の向上を図るための取組を進めます。

6. 【要旨8】 障害者の声を反映させた災害対策が必要である

意見	反映箇所	反映内容
1 処方薬が不足する事態が予想される	第3部施策14①■避難所機能の強化 (P134)	■避難所機能の強化 本市では、市立小中学校、高等学校などを避難所として指定しており、災害時要援護者用に災害用仮設トイレ、紙おむつ、おかゆ等の備蓄を行っているほか、各地区に医薬品を備蓄しています。また、精神障害者などに必要な向精神薬等については、川崎市薬剤師会等と災害時に医薬品等の供給に関する協定を結んでいます。 ストマ用装具の保管については、引続きあり方を検討するとともに、バリアフリー化を進め、避難所機能の強化を図ります。
2 備蓄を充実させていく必要がある		

7. 【要旨9】 必要な時に、必要な人に必要な情報が届けられるよう工夫すべきである

意見	反映箇所	反映内容
1 障害の特性に合わせた情報提供の仕方が必要である	第3部施策13⑥■情報提供の充実 (P132)	■情報提供の充実 本市の暮らしの情報・防災情報など、必要とする情報を速やかに提供できるよう、放送サービス、インターネット、携帯電話などを活用して、情報を提供していきます。また、対象者に応じた平易な表現や点字、イラストなどを活用した提供物の発行、ホームページのアクセシビリティの向上を進めます。 また、点字や手話などの使用困難な障害者への支援も含めて、障害関係制度情報などについては、障害の特性に応じた提供を進めるとともに、多様な国籍の市民に対応した外国語での情報提供に取組みます。
2 知的障害者向けにルビをふるだけでなく、わかりやすい文書や絵を使うなどの工夫が必要である		

8. 【要旨10】 児童期関連課題

意見	反映箇所	反映内容
1 様々なライフステージに変化を迎える子ども達に途切れない支援が利用できる取り組みが必要である	第3部施策2①■障害児支援ネットワークの連携強化 (P69)	■障害児支援ネットワークの連携強化 子どもが成長していくにつれて、育ちの場も関わる人も変わっていくこととなりますが、乳幼児期、学齢期、青年期から成年に至るまで、一貫した支援が行われることが求められます。そのためには、区役所、児童相談所、地域療育センターなどを中心に、福祉、保健、医療、教育、さらには就労などの関係者・関係機関が連携していくことが重要であることから、支援体制の整備及び支援ネットワークのより一層の強化を図っていきます。